

「特定フィブリノゲン製剤および特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案」成立を機に、すべての薬害肝炎患者の救済を

2008年1月15日

全日本民主医療機関連合会

会長 肥田 泰

薬害C型肝炎の患者を一律救済するための「特定フィブリノゲン製剤および特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案（以下、特措法案）」が、11日の参院本会議で全会一致で可決、成立しました。「全被害者の一律救済」を求めて命がけでたたかってきた原告・弁護団のたたかいと世論が政治を動かし、勝ちとった成果です。

前文では、「甚大な感染被害を生じ、被害の拡大を防止しえなかった国の責任を認め、ここからお詫びすべきである」と国の責任が明記され、同時に「人道的観点から、投与の時期を問わず一律に救済しなければならない」と、薬剤が投与された時期にかかわらず、すべての肝炎患者を救済する方向性が示されました。これは、薬害根絶に向けた重要な一歩です。しかし、国の責任は明記されたものの、被告の製薬会社は依然として責任を認めていません。薬害根絶のために、引き続き企業の責任追及と真摯な反省・謝罪を求めていく必要があります。

救済対象が特定の血液製剤（フィブリノゲンと第Ⅸ因子製剤）投与が証明できる人たちに限られていることも問題です。また、集団予防接種や輸血により感染した肝炎患者、血友病など先天性の病気による被害に対しては、現在、国の支援はほとんどありません。とりわけ、予防接種の際のB型肝炎については2006年に最高裁判所が感染防止を怠ったとして国に賠償を命じています。今回の特措法は肝炎被害者救済にむけた出発点であり、この法案で肝炎問題が終了することにはなりません。すべての薬害肝炎被害者の救済をめざすべきです。

すべての肝炎患者が、肝硬変・肝がんに進行する不安を抱えています。治療にも高額な費用がかかるなど、厳しい状態に置かれています。今回の特措法成立を機に、特措法の対象外の患者についても医療費保障や生活支援などの枠組みをつくり、すべての肝炎患者を救済する恒久対策を前進させることが求められます。私たち全日本民主医療機関連合会は、早くからこの問題を重視し、医療機関自ら調査・公表し、投与歴のある患者への検査の呼びかけや相談活動を行ってきました。引き続き被害者救済と薬害の根絶、そして肝炎治療の充実をめざして取り組む決意です。